

○湖北環境衛生組合管理者の職務を代理する者の順序に関する規則

〔平成18年9月12日
規則第8号〕

改正 平成19年9月7日 規則第4号 令和 3年4月1日 規則第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条により準用する同法第152条第1項の規定に基づく
管理者の職務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

- 第1順位 組合を組織する市のうち負担金の割合が最も高い市の長
- 第2順位 第1順位の次に負担金の割合が高い市の長
- 第3順位 石岡市副市長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月7日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。